

東広島市社会福祉協議会広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東広島市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の広報紙等に掲載することができる広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 民間企業との協働により市社協の新たな財源を確保し、地域福祉活動の活性化を図ることを目的とする。

(広報媒体)

第3条 広告の掲載が可能なものは、次のとおりとする。

- (1) 広報紙市社協だより「ふれあい」（以下「市社協だより」という。）
- (2) 市社協ホームページ
- (3) その他市社協会長（以下「会長」という。）が認めるもの

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反し、又はそのおそれがある広告
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は違反するおそれがある広告
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人又は法人の名刺広告
- (4) 内容及び責任の所在が不明確な広告
- (5) 当該広告の内容を市社協が推奨しているかのような誤解を与える広告
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与える広告
- (7) 社会問題を起こしている業種や事業者に係る広告
- (8) 本会事業の円滑な運営に支障をきたす広告
- (9) その他、本会が広告掲載を行うものとして不適切であると会長が認める広告

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置、掲載期間、枠数、広告掲載料（以下「広告料」という。）については別表のとおりとする。

(募集方法)

第6条 原則として、本会の特別会員を優先的に募集し、第3条の広報媒体ごとにその性質に応じて定める。

(広告掲載の申込)

第7条 広告掲載希望者(以下「広告主」という。)は、広告掲載申込書(第1号様式)により、指定する期間内に会長に申し込まなければならない。

(広告掲載の審査)

第8条 広告媒体に掲載する広告の可否については、第4条の規定に基づき会長が決定する。

(広告掲載の決定)

第9条 広告掲載の可否を決定したときは、その結果等について、広告主に広告掲載決定通知書(第2号様式)により通知する。

(広告料の納付)

第10条 広告主は、前条の規定による広告掲載決定通知書を受領した後、指定期日までに別表で定める広告料を納付しなければならない。

(広告主の責任)

第11条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

(広告掲載の取り消し)

第12条 次の各号に該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が期日までに広告料を納入しなかったとき。
- (2) そのほか必要と認めたとき。

(広告料の還付)

第13条 前条の規定により掲載を取り消したときは、広告料は還付しない。ただし、市社協の都合により広告掲載ができなくなったときは、還付することができる。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。